※デル又はデル関連会社と再販売に関して別途再販売基本契約書に合意している場合は、当該再販売基本契約書が、以下の再販売基本約款に優先して適用されます。

再販売基本約款

再販売基本約款（以下、「本販売条件」といいます）をよくお読み下さい。本販売条件は、お客様（以下「再販業者」といいます）の権利義務、制限事項又は免責事項に関する重要な事項が記載されています。

本販売条件は、再販業者がデルまたはデル関連会社（以下、総称して「デル」という）から以下に定義する本件製品を購入し、さらに再販業者の再販売先に再販売する取引の基本条件を定めるものです。本販売条件は、再販業者が自己使用目的で本件製品を購入される場合には適用されません。

本販売条件は、再販業者への事前通知なく変更される場合があります。

なお、再販業者とデルとの間に本件製品の再販売に関する個別の両社の記名捺印した書面による合意がある場合には、当該書面による合意が本販売条件に優先して適用されます。

1. 定義

本販売条件において、次の用語は次の意味を持つ。

「知的財産権」とは、特許、商標及びサービスマーク、登録意匠、これらの出願申請、著作権、意匠権、ノウハウ、機密情報、社名、商号並びに特定の地域において保護される他の同様の権利を意味する。

「本件マーク」とは、米国デラウェア州法人 Dell Inc.が権利を有する商標、ロゴ及びサービスマークを意味する。

「本件製品」とは、デルが販売するコンピュータ製品、コンピュータ周辺機器及びソフトウェア、及び／又はサービスを意味する。（これには注文された本件製品と同等又はそれ以上の機能を持つ改変版が含まれる。）。

「デル製品」とは、本件製品のうち、本件マークが付されたコンピュータ製品及びその周辺機器を意味する。

「第三者製品」とは、本件製品のうち、デル製品以外をいい、第三者製ソフトウェア又はその他の第三者製コンピュータ周辺機器を含む。

「再販売先」とは、本件製品を購入する法人を意味する。

「最終使用者」とは、本件製品を再販売目的ではなく、自己使用を目的として購入する法人を意味する。

「製品添付文書」とは、本件製品に添付又は同梱するデルが指定する印刷物を意味する。

2. 再販売

2.1 再販業者は、本販売条件の定めに従い、本件製品を販売することができる。

2.2 再販業者は、デルが再販業者に与える合理的な指示に従い、本販売条件の義務を履行する。

2.3 再販業者は、次の各号を遵守する。

2.3.1 デルの事前の書面による承諾無く、本販売条件に基づく権利又は義務を譲渡又は委託をしないこと。

2.3.2 再販売先に対して本件製品を再販売することができる。

2.3.3 デルが別途書面にて認める場合を除き、再販業者又は再販業者が指定する第三者が管理又は保有する施設等に本件製品を在庫管理し、再販売先に販売することはできない。

2.3.4 本件製品を、一般消費者を顧客とする小売業者又はウェブサイト上でのオークションを通じて再販売することはできない。

2.3.5 本件製品の再販売価格を再販業者自身で決定する。

2.3.6 法人顧客に対してのみ販売する。

3. 個別契約

3.1 デルと再販業者間の個別契約は以下の条件に従う。

3.1.1 見積書及び個別契約の成立：デルが再販業者に対して見積書を提示する場合、見積書の金額は発行日から 30 日間有効とする。再販業者は、見積書に基づき、デルへ注文書又は EDI 等の注文データ（以下「注文データ」という）により注文し、デルが当該注文を受注する意思表示を行い、当該意思表示が再販業者に到達した時点で個別契約が成立する。デルの受注に関する意思表示は、E メール、電話、ファックス、又は、デルと再販業者が合意したその他の方法でなされる。再販業者が注文する本件製品に関する代金をデルに支払った場合でも、デルは部品等の供給不足、価格誤表記、その他の事情により、再販業者の注文を受諾しない場合がある。本販売条件の規定と個別契約の条件との間に齟齬が生じた場合は、本販売条件の規定が優先される。いかなる場合も再販業者の書式に記載された定型文言及び覚書はデルの代表取締役の署名又は記名押印がない限り効力を有しない。なお、再販業者はデルが注文を受託後、別途合意しない限り、当該注文の撤回又は本件製品の返品ができない。なお、注文にかかる費用は、再販業者が負担する。

3.1.2 支払い：デルが発行する請求書記載の条件にしたがい、再販業者は、当該請求に対してデルの指定する銀行口座に現金振込みにて支払うものとする。振込み手数料は再販業者が負担する。デルが書面にて承諾した場合を除き、再販業者は、再販業者がデルに対して有する金銭債権と当該請求を相殺することはできない。いかなる場合においても、本号に定める支払い期限は変更されない。再販業者による本号に定める支払い義務の遅延につき、デルは年利 14.6%の遅延損害金を課すことができる。本件製品の配送料及び消費税は、再販業者が負担する。再販業者は、本件製品の注文後、デルが認める場合を除き、支払方法の変更はできない。

3.1.3 納品：デルは注文書又は注文データで指定され、デルが合意した場所に自らが指定した運送業者によって本件製品を納品・提供する。別途定めのない限り、納品場所は、日本国内に限定される。再販業者が納品場所の変更を希望し、デルが認める場合、追加の配送料及び手数料をデルに支払わなければならない場合がある。デルは自らの裁量により、本件製品を複数回に分けて再販業者に納品することができる。本件製品の納品日は納品の予定日であり、納品日は本販売条件の一部を構成しない。但し、納品日が納品予定日より遅れる場合は、デルは再販業者に通知し、新たな納品予定日を通知する最善の努力を行う。再販業者は、納品日の指定をすることができない。本件製品の納品又は提供時に再販業者の不在等により連絡がとれない場合、又は、再販業者又は再販業者指定の納品先が本件製品の受領・提供に応じない場合は、デルは、再販業者が当該個別契約を解約したものとみなすことができる。

3.1.4 所有権及び危険負担の移転：本件製品の所有権は、別途定めの無い限り、再販業者が本件製品にかかる代金をデルに対して支払った時点で再販業者へ移転する。本件製品の危険負担は、デルが前号で規定する納品場所に本件製品を納品した時点で、再販業者へ移転する。本件製品にソフトウェアが含まれる場合には、当該ソフトウェアの所有権は、常に使用許諾権者に帰属する。

3.1.5 受領：本件製品の一部に不足又は誤納が（以下「不足等」がいう）あった場合、再販業者は納品日から30日以内にデルに通知しなければならない。デルは、かかる通知受領後合理的期間内に調査し、当該不足等が専らデルの責に帰すべき事由に基づくものであると判断した場合、不足等の補充提供又は注文された本件製品と同等製品の再納品を行う。デルが再販業者からの請求を調査している間、再販業者は本件製品の代金の全部又は一部の支払を延期することはできない。

3.1.6 任意返品：再販業者は、デル製品については、納品場所への納品日から 10 日以内に製品の返品の請求をすることができる。但し以下には適用されない。

①デルがソフトウェア＆ペリフェラル（周辺機器）として販売した第三者製品、

②DELL/EMC 製品、（http://www1.jp.dell.com/content/topics/segtopic.aspx/solutions/dell_emc/main?c=jp&cs=jpgen1&l=ja&s=gen）、

③Dell EqualLogic および EqualLogic ブランド製品、

④Dell Compellent および Compellent ブランド製品、

⑤Dell KACE および KACE ブランド製品
⑥Dell Force10 および Force10 ブランド製品
⑦PowerVaultML6000 テープライブラリ、
⑧プリンターインク・トナー、
⑨プロジェクターランプ等の消耗品、
⑩その他のソフトウェア使用許諾、
⑪サービス、及び
⑫スペアパーツ
返金には、配送料は含まれないものとする。返品は、新品の状態またはデルから配送された状態でなければならない。また製品と同梱されているマニュアル、ディスク、CD、電源コード、およびその他の物品も製品と共に返品されなければならない。

3.2 再販業者は、デルが別途書面にて認める場合を除き、日本においてのみ本件製品を販売することに同意し、本件製品を日本から輸出してはならない。

3.3 デルは、自らの判断により本件製品の価格を変更することができる。但し、デルが発行した見積書に基づき再販業者が発注し、デルが受諾した本件製品の注文については、見積書の価格が適用される。

3.4 デルは、再販業者へ本件製品を販売後、本件製品の価格に関して再販業者に対して割引(ディスカウント)を行わない。

4. 再販業者の義務

4.1 販売促進活動:再販業者は、次の各号を遵守する。

4.1.1 自ら又は第三者と共に、違法、欺瞞、虚偽又は不正行為を行わないこと。これには、本件製品もしくはデルもしくはその親会社・関連会社への誹謗又は本件製品もしくは公益を害するような他の行為を含む。

4.1.2 本件製品に関して一切の保証又は表明を行わないこと。ただし、製品添付文書又は本件製品に添付された他の文書に記載された保証もしくは表明と合致する場合、又は、デルが書面により明示的に承諾した場合を除く。

4.2 運用:再販業者は、次の各号を遵守する。

4.2.1 再販業者は、本販売条件にしたがい本件製品を再販売する目的のためにのみ、添付別紙 2 に定める条件にしたがい、デルの社名及び本件製品又はサービス名称を使用することができる。再販業者は、いかなる場合であっても、本件製品の再販売を目的とする活動以外に、本件製品、製品添付文書又はこれらに関する知的財産権(本件製品、梱包、又は製品添付文書に付されていた本件マーク、社名、又は警告の一切を含む。以下同様とする。)を使用することはできない。

4.2.2 デルが、再販業者が再販売活動又はその他の本販売条件に基づく販売促進活動等において、本件製品、製品添付文書又はこれらに関する知的財産権を不適切に、又は、誤解を招く使用方法をしていると判断した場合には、再販業者は自己の費用負担において、当該再販売活動又はその他の販売促進活動等を、デルの指示にしたがい、改善するものとする。

4.2.3 デルの事前の承諾無く、本件製品及び製品添付文書に変更を加えないこと。

4.2.4 デルの事前の承諾無く、第三者製品の製造業者のロゴ、商標、社名又は本件製品の写真等を使用しないこと。

4.2.5 本件製品が再販業者へ納品された時点で本件製品、梱包、又は製品添付文書に付されていた本件マーク、社名又は警告の一切について、変更せず、不明瞭にせず、移動せず、阻害せず、また追加しないこと。

4.2.6 本販売条件の履行に関して適用される一切の法律及び規則を遵守し、また、本販売条件の履行に関して必要な一切の認可、許可及び承認を自らの費用で取得すること。

4.2.7 いかなる場合においても、自らをデル又はその親会社・関連会社の代理人であると主張しないこと。

4.2.8 再販業者が本販売条件の義務を遵守していることを確認する目的で、再販業者の業務に支障をきたさない態様及び方法において、デル及びその代理人が再販業者の施設に立ち入ることを許可すること。

4.3 再販売先及び最終使用者に関する事項:再販業者は次の各号を遵守する。

4.3.1 再販売先から最終使用者にいたるまでのすべての販売先社名、担当者会社住所等の詳細(以下「販売先情報」という。)を再販業者のデルへの本件製品の発注時までにデルに開示するものとする。また、本号に定める義務を履行することに関して再販売先及び最終使用者より書面による同意を得ること。更に、デルが本件製品の再販売先及び最終使用者に対して通知する必要がある場合、デルの要求に応じて、本件製品に関する情報を再販売先及び最終使用者に対して通知すること。

4.3.2 本販売条件添付別紙 1 に記載されている内容を、最終使用者による本件製品の使用までに、最終使用者に対して、通知し、かかる内容に対して予め最終使用者の合意を得ること。

4.3.3 最終使用者が第 14 条に定めるデル標準保証を受けられるべく、最終使用者による本件製品の使用前までに、デルの定める手続きに従い、最終使用者登録(以下「タグトランスファー」という)を行うこと。

4.3.4 再販業者の故意又は過失によりデルに提供する販売先情報が誤っていると判明した場合、デルの判断にて、本件製品に関する注文を受注しないこと、本販売条件の解約、本件製品の出荷又は提供の停止、その他デルが認める手段をとる場合がある。

4.4 再販業者は、善良な管理者の注意義務を以って、本件製品の再販を行うものとする。

5. 製品回収

デルが、本件製品の回収が必要であると判断した場合、再販業者は、デルに協力し、当該回収に関してデルの指示に従う。更に、再販業者が本件製品について欠陥、事故その他を知り得た場合、直ちにその旨をデルへ通知し、デルが合理的に要求する欠陥、事故等に関する取得可能な追加情報を適時に取得して提供する。

6. 知的財産権

6.1 本件製品及び製品添付文書に関する一切の知的財産権は、状況に応じて、デルもしくはその親会社・関連会社又はライセンサーに帰属する。

6.2 再販業者は、本件製品、製品添付文書又はこれらに関する知的財産権の違法な又は許可を得ていない使用を知り得た場合、直ちにその旨をデルへ通知し、デルの指示に従いデル又はその親会社・関連会社の権利を防御するために必要な全ての措置をとる。

6.3 本条の定めは本販売条件終了後も有効に存続する。

7. 守秘義務

7.1 機密情報とは、書面、口頭、電子的データ、その他によるかを問わず、取得の方法及び場所にかかわらず、現在及び将来の製品に関する情報、技術情報、経理及び経営に関する情報、最終使用者及び再販売先の名称、住所等のうち、開示当事者が機密と指定したもの及びその性質上当然に機密とされるもの並びに本販売条件の存在及び条件をいう。

7.2 機密情報は次の情報を含まない。

7.2.1 受領当事者の過失によらずして公知となった情報。

7.2.2 開示当事者より受領する前に受領当事者が知っていた情報。

7.2.3 機密保持の義務を負わずに受領当事者が第三者より正当に受領した情報。

7.2.4 開示当事者が機密保持の義務を課さずに第三者に開示した情報。

7.2.5 受領当事者が本販売条件もしくはその他の機密保持に関する契約に違反せずに独自に開発した情報。

7.2.6 受領当事者が開示当事者より書面の事前同意を得た後に開示した情報。

7.3 開示当事者の機密情報に関し、受領当事者は次を行う。

7.3.1 自らの機密情報に用いるのと同等の注意を用いて(機密情報の機密性を確保する程度の注意は常に用いるものとする)機密情報を取扱い、第三者(自然人又は法人を問わない)に対して機密情報を開示しない。但し、第三者には知る必要のある自らの従業員及び契約書により機密情報の守秘義務を課されているコンサルタントは含まれない。また、本項各号において第三者にはデルの関連会社を含まない。

7.3.2 第三者(一方当事者により許可された者を除く)による機密情報へのアクセスを防御すべく合理的な努力をする。

7.3.3 許可された目的以外で機密情報の全部又は一部を使用又は複製せず、またいかなる方法によっても使用又は複製させない。

7.3.4 開示当事者の要求があった場合、全ての機密情報及び許可されたものか否かを問わずその複製を直ちに開示当事者へ返却又は破棄(破棄した場合はそれを証明)する。

7.3.5 法律又は規則により、行政機関の法的要請に従い機密情報の開示を要求された場合、開示当事者に対してかかる開示について合理的な通知を行い、開示当事者の合理的な指示に従う。

7.3.6 機密情報を偶然又は不注意により漏洩した場合、誤用又は更なる漏洩を防ぐため合理的な措置を採る。

7.4 第 7.3.1 条に定める義務は、開示当事者が機密情報を開示してから 3 年間存続する。また、本販売条件の他の規定にも関わらず、本条の規定は本販売条件終了後も有効に存続する。

8. ソフトウェア

再販業者は、デルがソフトウェアの使用許諾権者である場合を除き、ソフトウェアの保証をしないことに同意する。なお、ソフトウェアは、添付別紙3に定める条件にしたがい、再販業者又は/及び最終使用者に使用許諾されるものとする。本販売条件に基づきデルが提供するすべてのソフトウェアは、各ソフトウェアに関する、最終使用者と当該ソフトウェアの許諾権者との間の使用許諾契約(以下「使用許諾契約」という)の条件に従い使用が許可される。再販業者は、最終使用者に対し使用許諾契約の遵守を喚起することに同意する。本販売条件でソフトウェアに関連して使用するとき、「販売」及び「購入」は、ソフトウェアの使用権の販売及び購入を意味する。ソフトウェアに関するあらゆる知的財産権(特許権、著作権、ノウハウ等を含む)は、全てソフトウェアの使用許諾権者に帰属する。最終使用者が再販業者に対して最終使用者の代わりにソフトウェアを本件製品にインストールするよう要求した場合、再販業者はかかるインストールを行う前に、自らの責任において、必要な権利及び許可を得る。

9. 権利の留保

デルは次の権利を留保する。

9.1 本件製品を変更し、又は、製造・提供中止とすることがある。但し、デルはかかる変更又は製造・提供中止について再販業者へ事前通知を行うよう合理的な努力をする。デルは、変更又は製造・提供の中止を行った本件製品の代わりに、注文された本件製品と同等の機能又は性能を有するとデルが判断する本件製品を提供する。再販業者は、デルの方針により再販業者へ販売された本件製品の仕様と、仕様表又はカタログの記載に従い注文された本件製品の仕様との間に変更が生じる可能性があることを承認する。

9.2 本件製品に関する再販業者の注文を受諾するか否かの決定をすること。

9.3 デルが自ら又はその親会社・関連会社にとって適切では無いと判断した本件製品に関する広告又は宣材物の使用禁止を再販業者に対して要求すること。

9.4 修理又は検査され、且つ新たな部品と同等の機能を有するとデルが判断した、修理又は検査された部品を使用すること。

9.5 デルが発行する販売表示、見積、価格表、注文請書、請求書、その他の情報(デルのオンラインストア上の情報を含む)に印刷上、事務上、その他表記上の誤り又は記述漏れがある場合、デルは責任なしに修正することができる。また、デルは当該表記上の誤り又は記述漏れに基づく再販業者からの注文を無効とみなすことができる。

10. 販売区域

10.1 再販業者は、日本国外において任命されたデル又はその親会社・関連会社の他の再販業者が、本件製品と同じ又は類似するデルブランドのシステム又は部品を日本で販売する目的で日本に輸入することを了解する。デルは、デルが日本において再販売先へ直接又は間接的に本件製品を販売する権利を有する。

10.2 再販業者は、日本国外で本件製品の広告をせず、在庫を持たず、又は販売をしてはならない。また、日本以外に居住する者に対し、本件製品の受注を目的とした勧誘をしてはならない。

10.3 再販業者は、デルの事前の書面による承諾なくして、デルの親会社・関連会社から本件製品を購入してはならない。

11. 法的関係

別段の定めが無い限り、当事者間の関係は、販売者と購入者との関係であり、本販売条件のいかなる規定も再販業者をデルのパートナー又は代理人と任命していない。再販業者は、自らの名義及び責任で売買を行う独立した契約者である。

12. 契約の終了

12.1 本販売条件の他の規定に関わらず、デル又は再販業者は、相手方当事者が次の各号の一に該当する場合、相手方当事者に対して書面による通知を行うことにより本販売条件及び個別契約の一部又は全部を直ちに解除することができる。

12.1.1本件製品の販売に関連する事業又はその一部を売却、譲渡放棄又は停止をする又はその虞がある場合。

12.1.2相手方当事者の支配権が、本販売条件締結時に相手方当事者を管理していた者から第三者へ譲渡された場合。但し、デル又は再販業者は当該支配権の変更を知り得てから30 日以内に限って解除する権利を有する。

12.1.3事前に書面による同意を得ることなく、本販売条件の全部又は一部を第三者に譲渡、又は担保に供するとき。

12.1.4本販売条件に違反した場合で、且つ14日以内の予告期間をもって、書面にて催告されたにもかかわらず、当該期間に違反を是正しないとき。

12.1.5 自ら振出、もしくは引受けた手形又は小切手につき不渡処分を受ける等、支払不能、支払停止又はその虞が生じたとき。

12.1.6差押、仮差押、仮処分、滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は会社更生手続、民事再生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、又は自ら申し立てをしたとき。

12.1.7 合併、営業の譲渡等、本販売条件を履行するにあたり影響を及ぼす虞があると合理的事由により判断されたとき。

12.2 本販売条件の他の規定に関わらず、デル又は再販業者は相手方当事者に対して解約日より60 日前に書面による事前通知を与えることにより本販売条件を何らの責任を伴うことなく解約することができる。解約通知が出された時点で支払いが遅滞していないか、又は、再販業者が本販売条件の主要な条件に違反していない限り、デルは解約日まで本販売条件に従って注文を受領し受諾する。

12.3 デル又は再販業者は本販売条件に従って本販売条件が解除又は解約された結果として補償(販売権、のれんの喪失又は逸失利益の損失であるか否かに関わらない)を請求する権利を持たない。

13. 契約終了の効果

本販売条件の解除又は解約により、

13.1 本販売条件に基づく両当事者の一切の権利及び義務は自動的に終了する。但し、解除又は解約前に生じた請求権は除く。

13.2 再販業者は、再販業者へ送付された本件製品又はデルの事業に関連する技術文書、販売促進文書及び他の文書(当事者間の通信文書を除く)並びに再販業者の占有下にあるか又は管理下にあるデルの資産を、自らの費用で、直ちにデルの指示に従いデルへ返却するか又は破棄する。

13.3 納品前の全ての注文は自動的に取り消される。

13.4 本件製品に関して未払いとなっている一切の請求書は、事前に当事者間で合意した支払い条件に代わって直ちに支払われる。

13.5 本条の定めは本販売条件終了後も有効に存続する。

14. 保証

14.1 最終使用者に対するデル標準保証:デルは、最終使用者による本件製品の使用までに、最終使用者がデルの定める手続きに従い、タグトランスファーを完了していることを条件に、最終使用者に対してデル製品がデルより出荷された日より最低 1 年間、通常の使用を妨げるような材料及び製造上の欠陥がないことを保証(以下「デル標準保証」という)する。デルは再販業者の施設内、又は、デルの施設内に返却された本件製品の修理又は交換を行う。なお、デル標準保証期間は、デルのホームページで確認できる。
(http://support2.jp.dell.com/jp/jp/spm/warranty/?&~ck=anavm)
デル標準保証は、以下の事項を対象としない。
①事故、乱用、誤用、電力の問題、デルが承認しない修理、本件製品の取扱説明書に従わない使用・保管もしくは設置、必要な保守を行わないこと、通常の老朽・損耗、天災・火災・洪水・戦争・暴動その他類似の事象、デルの従業員又はデルが承認した者以外による製品を調整・修理から発生する不具合
②ソフトウェア
③外部装置
④デルから出荷後に本件製品に追加されるアクセサリーもしくは部品
⑤デルのカスタム・ファクトリー・インテグレーション(CFI)プログラムにより製品に追加されるアクセサリーもしくは部品
⑥デルの工場でインストールされていないアクセサリーもしくは部品
⑦第三者製品
なお、再販業者は、本件製品に第三者製品が含まれる場合には当該第三者製品の製造業者が提供する保証又は保守サービス(以下、「第三者保証」という)が付与されることに同意し、また最終使用者に対してこれを承諾させる。再販業者が最終使用

者にデル標準保証及び第三者保証を適切に通知しなかったこと、並びにタグトランスファーを適切に行わなかったことに起因してデルが損害を受ける場合、再販業者はデルを補償し、デルに損害を与えない。本項の規定は、デルが最終使用者に対して第三者保証を当該第三者に代位して提供し、又は第三者保証が確実に存在することを保証するものではない。

⑧再販業者が本件製品に対して自らのハードウェア、ソフトウェア又はサービスを追加することに起因して生じた本件製品の欠陥に対して、本条に定めるデル標準保証は適用されないものとし、再販業者はこれに合意の上、最終使用者又は再販売先の合意を得る。

14.2 有償テクニカルサポート及びサービス：再販業者が有償オプションのテクニカルサポート及びサービスを購入している場合は、デルは、デルが定める条件（http://supportapj.dell.com/support/topics/topic.aspx/jp/shared/support/service_warranty/service_segmenter?c=jp&l=jp）にしたがい、デル標準保証に追加して、当該オプションのテクニカルサポート及びサービスを提供する。なお、再販業者は最終使用者に対して、当該デルが定める条件に同意させるものとする。

14.3 デルの免責：デルは、本件製品に関し、本条第 1 項に定める最終使用者に対するデル標準保証以外及び前項に定める有償テクニカルサポート及びサービス以外の一切の保証を行わないものとし、再販業者はこれに合意し、また、最終使用者に合意させる。

14.4 自営保守：再販業者が、最終使用者に対して自らのサービスを提供すること、又は自らがデル標準保証を提供すること（以下、総称して「自営保守」という）を希望する場合、デルに対してその旨を通知し、最終使用者に対して製品を販売しサービスの提供を開始する前までに、デルと別途自営保守に関する覚書を締結する。この場合、デルは最終使用者に対して標準保証又はその他サポート若しくはサービスを提供する義務を負わず、再販業者は、これを最終使用者に合意させる。再販業者が自営保守を提供することに起因してデルが損害を受ける場合、再販業者はデルを免責のうえ補償し、デルに損害を与えない。

14.5 本条は、デルのお客様に対する保証責任および瑕疵担保責任のすべてを規定したものです。

15. 海外汚職行為防止法

再販業者は、アメリカ合衆国の海外不正行為防止法（以下「FCPA」という）及び英国贈収賄防止法（以下「UKBA」という）を遵守し、本件製品の販売活動のために、FCPA 及び UKBA を遵守することに同意する。再販業者は本件製品の販売、使用許諾及び使用に関して FCPA に違反せず、又は故意に他者に違反させないことに同意する。

16. 輸出規制法遵守

再販業者は、本販売条件に基づきライセンスされたか又は販売された本件製品、及び本販売条件により行われた取引（これらには技術及びソフトウェアが含まれる）が米国、日本及び本件製品が製造又は販売された国における関税法、輸出規制法及び規則（以下「輸出規制法令」という）の適用を受けることを認識し、これらを遵守する。また、再販業者は再販売先に対して、輸出規制法令及び本条の規定を遵守させる義務を負う。再販業者は、本販売条件の条件に従い購入した本件製品を、これらの輸出規制法令に基づき特定された最終使用者又は国（キューバ、イラン、北朝鮮、スーダン及びシリア）へ、販売、リース又は他の方法により移転してはならない。また、本販売条件の条件に従い購入した本件製品を、特定の最終使用者（米国商務省産業安全保障局の「禁輸対象団体リスト」及び他の禁輸対象リストに記載されている最終使用者を含む）及び大量破壊兵器に関連する活動を行う最終使用者へ販売、リース又は他の方法により移転せず、また利用させない。大量破壊兵器に関する活動には、核物質、核施設、核兵器、ミサイル、ミサイル・プロジェクト、化学兵器又は生物兵器の設計、開発、製造又は使用が含まれる。本件製品が、これらの輸出規制法令に違反して販売された場合、デルは、本件製品に関してデル標準保証を提供しないものとする。再販業者は、輸出規制法令遵守のために、デルから書面、情報等の提出を求められた場合は、速やかに当該書面、情報等をデルに提出するものとする。

17. 反社会的勢力の排除

17.1. デル及び再販業者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

17.1.1. 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

17.1.2. 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力でないこと。

17.1.3. 本契約にもとづき販売される製品の納品またはサービスの提供が終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

（1）相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

（2）偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

17.2. デルまたは再販業者の一方について、前項1または2の確約に反したことが判明した場合または前項3の確約に反した行為をした場合、何らの催告を要せずして、個別契約及び本契約を解除することができる。

18. プレスリリース

本販売条件の別段の規定に関わらず、再販業者は、デルの事前の書面による合意無く、本販売条件に関して公表せず、いかなる情報についてもプレスリリースを行わない。

19. 免責

18.1 知財補償請求：デル製品が日本国内で第三者の知的財産権を侵害したとする第三者からの訴訟等（以下「知財補償請求」という）に関して、デルは再販業者を免責のうえ補償し、損害を与えない。デルは、その全部又は一部が再販業者によるデル製品の修正もしくは変更に起因し、又はその他の製品もしくはサービスと本件製品との組合せ使用に起因する知財補償請求については再販業者を補償する責任を負わない。本販売条件に基づくデルの補償責任は、デルが知財補償請求に関して再販業者から速やかな通知を受領し、知財補償請求の解決に関して完全な支配権を有することを条件とする。なお、第三者製品が日本国内で第三者の知的財産権を侵害したとする第三者からの訴訟等については、当該製品の製造業者が提供する契約条件に従う。

知財補償請求に関して再販業者が有する唯一の救済手段は次のとおりとする。デルは、その費用負担及び自由裁量により、

18.1.1 補償請求の対象となるデル製品の継続的な所有及び使用が可能となる方法で補償請求を解決し、又は

18.1.2 再販業者に追加費用を請求することなくデル製品と同等かつ侵害のない代替品を提供し、又は

18.1.3 運賃着払いにて返品を受取り、現在価格でデル製品の代金返却をする。

本項の規定は補償請求に関するデルの債務及び責任の完全な表明であり、本販売条件その他の契約により、デルは再販業者に対するそれ以上の補償責任を負わない。

18.2 再販業者による免責：再販業者は、デルが受ける又は第三者よりデルに対してなされ、且つ次の各号に起因又は関連している一切の訴え及び責任からデルを免責する。

18.2.1 再販業者による義務の履行において生じた再販業者の過失、未必の故意又は故意。これには、本件製品の、販売、供給、設置又はメンテナンスに関連するものを含む。

18.2.2 再販業者又はその従業員による許可されていない作為又は不作為。

18.2.3 再販業者が本件製品を販売する方法。

18.2.4 再販業者が本件製品に関連して使用される特定製品又はサービスを独自に供給すること。

18.2.5 再販業者又は最終使用者による日本における本件製品の販売又は使用に適用される法律又は規則の違反又は違反の申立。

18.2.6 日本における再販業者による本件製品の販売又は使用に関連するデルの提言に従わないこと。

20. 責任の制限

19.1 デルは、本件製品に関し、第 14 条に定める保証の範囲内で製品保証を行うものとし、再販業者に対し、付随的損害、間接損害、特別損害、結果的損害又は他のいかなる直接損害以外の損害に関して、その予見可能性にかかわらず、一切責任を負わないものとし、直接損害に関しては本件製品の販売価格を責任限度とする。

19.2 再販業者は、付随的損害、間接損害、特別損害又は結果的損害に対してデルが責任を負わないことに関する条項を、本件製品の所有権を販売又は移転する全ての契約に規定することに合意する。

21. 不可抗力

20.1 火災、地震、洪水、戦争、禁輸、ストライキ、暴動、悪天候又は政府当局の干渉などを含め、その合理的な支配を超える事態により本販売条件に基づく義務が履行できない場合には、いずれの当事者もいかなる期間においても当該義務の不履行に関して相手方当事者に対して責任を負わない。

20.2 義務の履行ができない状態が 90 日を超えた場合、当事者間で書面による合意が無い限り本販売条件は自動的に終了する。

22. 通知

本販売条件において別段の定めの無い限り、本販売条件に関わる全ての通知は書面によって行うものとし、下記の住所及び当事者宛に送付される。

再販業者宛:

デル宛: 神奈川県川崎市幸区堀川町 580 番地
ソリッドスクエアビル東館 20F
デル株式会社 法務部

23. 譲渡

デルは、本販売条件又は本販売条件に基づく権利及び義務の一部又は全部を譲渡又は他の方法により移転することができる。再販業者は、デルの事前の書面による同意なくして本販売条件又は本販売条件に基づく権利及び義務の一部又は全部を譲渡又は他の方法により移転できない。

24. 準拠法及び裁判管轄地

本販売条件は日本国法に準拠し、本販売条件又は個別契約に関する訴訟については、本件マークを除き、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

添付別紙 1

お客様各位

この度はデル製品をご購入いただき、誠にありがとうございます。
ご購入後のお問い合わせ先や注意点等の大切なご案内となります。ご一読の上、大切に保管して下さい。

1. アフターケア

デルは最終使用者の登録を以って、アフターケアを実施させて頂いております。

＜製品の欠品・誤納・毀損の場合＞
ご購入された再販業者へお問い合わせ願います。

＜製品の技術的なお問合せの場合＞
テクニカル電話サポート: http://support2.jp.dell.com/jp/jp/tech/phone/index.asp
サポートサイト: 技術的な情報、ソフトウェアのダウンロード、技術的な質問に E-メールでお答えするサービスを提供いたします。
（http://support.jp.dell.com）
より詳しい弊社のサポートの利用方法は「DELL のサポートの特徴について」(http://support.jp.dell.com/warranty)」をご覧下さい。

2. 輸出に関するご案内

製品を海外へ持ち出しされます際には、事前にパラメーターシート（該非判定書）の申請を下記 URL よりお願い致します。

http://support.jp.dell.com/export

パラメーターシート発行には通常 7 営業日を要します。予めご了承下さい。申請に関するお問い合わせは下記の連絡先までお願いいたします。

E-Mail : jp_ops_trade_compliance@dell.com

TEL : 044-511-8882

なお、お客様へ提供される製品がアメリカ合衆国の輸出管理に関する法律及びそのレギュレーション（以下「アメリカ合衆国輸出規制関連法」という）の規制を受ける技術又はソフトウェアを含んでいることをお客様は認識し、かつ、アメリカ合衆国輸出規制関連法を遵守することに同意します。お客様が購入される製品は、アメリカ合衆国規制関連法の対象となるため、ある特定のエンドユーザーに、又は、特定の国で販売、リースその他の方法で製品を譲渡することが禁じられています。更に、お客様は大量破壊兵器に関する活動に従事するエンドユーザーに販売、リースその他の方法でデル製品を譲渡すること、使用を許可することも禁じられています。大量破壊兵器に関する活動には、核物質、核施設、核兵器、ミサイル、ミサイル・プロジェクト、化学兵器もしくは生物兵器等の設計、開発、製造もしくは使用を含みます。更にお客様は、日本国内の輸出に関する法律及び輸出規定（以下「日本国輸出規制関連法」という）の対象になる場合があることを認識し、お客様は日本国輸出規制関連法を遵守します。輸出に関して適用される法律の条件又は制限が製品によって異なり、また、将来の法改正で条件及び制限が変わることがあるため、お客様は製品が対象となる正確な条件及び制限を把握するには、関連する法律等を参照することをご了解願います。

3. サービス&サポートに関するご案内（約款）

ご購入された製品の提供サービス条件に関しては下記 URL にてご確認下さい。

http://support.jp.dell.com/yakkan
お客様がデルのサービス及びサポートをご利用される場合、上記サービス条件に同意されたものとみなされます旨、ご了承願います。

添付別紙 2
Dell の商標の使用についての許諾条件

米国デラウェア州法人である Dell Inc.（以下「Dell」という）は、再販業者に対して、別紙に記載する本件マークの使用を許諾する。

1. Dell は再販業者に対し、非独占的で、譲渡不能かつサブライセンス不能な、本件マークの使用を許諾する。

2. 本件マークの使用許諾は、再販業者が本販売条件に同意した日から効力を有し、本販売条件が終了するまで有効に存続するものとする。

3. 別途定めのない限り、本件マークの使用許諾地域は、日本国内に限るものとする。

4. 再販業者は、非合法、中傷的、名誉を毀損する、わいせつないかなる活動、また、Dell 又は Dell の製品及びサービスの信用を毀損する活動、個人又は団体の知的財産権等の権利を侵害する活動に、本件マークを使用することはできない。

5. 再販業者は、本販売条件において認められた場合を除き、再販業者が Dell の法的なパートナー、関連会社、フランチャイズ加盟店、又は、Dell と何らかの法的関連性を有すると第三者に思わせる方法で本件マークを使用することはできない。再販業者は、自ら実施するサービス、広告、マーケティング、プロモーションの資料において、再販業者が自ら実施するものであることを示す必要がある。

6. 再販業者は、本販売条件又はデルが認めた活動、本件製品のマーケティング活動においてのみ、本件マークを使用することができる。再販業者は、納品書、請求書、又は、出荷伝票に本件マークを使用することができない。

7. 再販業者は、本件マークに関する全ての権利は Dell が保有するものであること、並びに、本書に基づく使用許諾の有効期間及びその効力満了後を問わず、本件マークに関する Dell の権利の有効性に対し異議を唱えないことに同意する。

8. 本書第 2 項の規定にかかわらず、Dell は、理由の如何を問わず、その単独の裁量により、本書に基づく本件マークの使用許諾を何らの責任を伴うことなく直ちに終了させることができる。本書に基づく本件マークの使用許諾が終了した場合、再販業者は、直ちに本件マーク及びこれに類似するその他の標章、名称又はロゴの使用を中止する。これに類似するその他の標章、名称又はロゴには、「Dell」の語を含むあらゆる名称又は標章が含まれるものとするが、これに限られない。

9. 本書は、上記以外のいかなる使用権又はライセンスを付与するものではない。

10. 再販業者は、本件マークを使用する際には、Dell への権利帰属文言を、適切に、「本件マークは Dell Inc.の商標又は Dell Inc.が権利を有するロゴです」との形式で表示するものとする。

11. 再販業者は、Dell に対し、本件マークの使用に起因する請求、訴訟、要求から生じる損害の全てを免責のうえ補償し、Dell に何らの損害も与えないものとする。

12. 本書の準拠法は米国テキサス州とし、本書に関するあらゆる訴訟は、米国テキサス州において専属的に提起されるものとする。

別紙

Dell が使用許諾した本件マーク

添付別紙 3

デルソフトウェア条件

本別紙 3 は、デルが提供する一定のデル・ブランドのソフトウェア（以下「デル・ソフトウェア」という。）のライセンスの再販売、ならびにそれらに関連する保守サービスおよび／または専門サービスが準拠する条件を規定するものである。

本書において別段定義していない用語は、再販売基本約款で定めた意味と同一の意味を有するものとする。

デル・ソフトウェアのライセンスの一切の再販売、それらに関連する保守サービスおよび／または専門サービスについて、下記の条件が適用される。

１．定義

(a) 「**デル・ソフトウェア**」または「**ソフトウェア**」は、ある最終使用者に納入される一定のデル・ブランドのソフトウェアのオブジェクトコード・バージョン、およびデルがある最終使用者に入手させるかかるソフトウェアの修正、機能向上およびアップグレード、ならびに上記のすべてのコピーを意味する。

(b)「**保守サービス**」は、ソフトウェア・ライセンス契約で説明するとおりの、適用料金で最終使用者が利用できるようにされる、デル・ソフトウェアに関連するサポート・サービスを意味する。

(c)「**専門サービス**」は、デル・ソフトウェアに関連してデルが提供するコンサルティングおよび研修サービスを意味する。

(d)「**専門サービス注文書**」は、最終使用者または再販業者がデルと合意し、署名する、デルの作業明細書、サービス注文書フォームまたは専門サービス見積書を意味する。

(e)「**ソフトウェア・ライセンス契約**」は、i) 最終使用者によるデル・ソフトウェアおよび保守サービスのライセンスおよび使用を律する、http://software.dell.com/legal/license-agreements.aspx に掲載された条件を意味する。

2. 制限および義務

(a) 再販業者は、i)再販売業者が自己のサービスを最終使用者に提供するためのデル・ソフトウェアの使用、および iii) デル・ソフトウェアと再販業者自身の製品を組み合わせることにより生み出される一括販売製品の一部としての、デル・ソフトウェアのマーケティング、サブライセンス供与、配布または複製に関する活動について、デルから指示がある場合には別途書面にて契約を締結するものとする。

(b) 再販業者は、一定のデル・ソフトウェアの非再販売用ライセンス（以下「NFR ライセンス」という。）を入手することができる。NFR ライセンスは、ソフトウェア・ライセンス契約または NFR ライセンスを伴うその他の適用される契約に準拠するものとする。再販業者は、自己の従業員の研修を行うため、ならびに最終使用者および潜在的最終使用者に対してデル・ソフトウェアの実演を行うためにのみ、NFR ライセンスを使用することができる。NFR ライセンスは現状のまま提供されるものであり、NFR ライセンスに関して保証または保守サービスは提供されない。

(c) 再販業者は、各最終使用者が i) ソフトウェア・ライセンス契約か、または ii) 最終使用者とライセンサーとしてのデルとの間で締結される別個のライセンス契約か、いずれかの条件を受け入れることを担保するものものとする。

3.発注

(a) デルが別段書面で同意する場合を除き、i) デル・ソフトウェアおよび保守サービスは、ソフトウェア・ライセンス契約の条件、または最終使用者顧客とライセンサーとしてのデルとの間で締結された別個のライセンス契約の条件に基づき、デルが再販業者チャネル・パートナーにライセンス供与するか、またはその他の方法で提供し、また、ii) 100,000米ドル以上のデル・ソフトウェアの各本注文に関しては、再販業者は、再販業者の注文書に加えて、本書に添付される付属書1の様式で最終使用者が署名した確認書を提出する

ものとする。再販業者は、デル・ソフトウェアおよび保守サービスに関し、デルに代わってまたは再販業者自身として、ソフトウェア・ライセンス契約に明示的に含まれていない確約、表明または保証を行ってはならず、権利または補償を提供してはならない。

(b) 専門サービスの各本注文に関しては、再販業者は、再販業者の注文書に加えて専門サービス注文書を提出するものとする。

(c) デル・ソフトウェアの納入は、電子的なダウンロードによるか、デルの指定する方法によりなされ、注文において別段明示的に言明する場合を除き、デルが最終使用者に対して直接行う。

添付別紙 3 の付属書 1 - 購入確認書

最終使用者の名前：	
最終使用者の住所：	

再販業者	

製品	数量	ライセンスの種類

最終使用者は、下欄に署名をすることにより、最終使用者が本書で特定したデル・ソフトウェア製品を特定した再販業者から購入すると確約することを本書により認め、これを確認し、http://software.dell.com/legal/license-agreements.aspx に掲載されたデル・ソフトウェア・ライセンス契約および本購入確認書の条件に従いデル・ソフトウェア製品を使用することに同意する。

デル：

デル企業名

署名： _____

氏名： _____

肩書： _____

日付： _____

最終使用者：

署名： _____

氏名： _____

肩書： _____

日付： _____